



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 1
- 救急病院の告示（保健医療政策課）…………… 1
- 村営土地改良事業に係る換地処分届出（村づくり計画課）…………… 2
- 都市計画事業の認可（道路街路課）…………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課）…………… 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課）…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・3件（国際物流商業課）…………… 4
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。  
平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 指定施術機関の名称（施術者の氏名） | 指定施術機関の所在地              | 指定年月日      |
|-------------------|-------------------------|------------|
| てつや整骨院（比嘉哲也）      | 中城村字南上原1040番地13         | 平成27年6月29日 |
| ちねん整骨院（知念隆秀）      | 八重瀬町字東風平417番地3          | 平成27年8月24日 |
| グリーン鍼灸整骨院（奥平真）    | 宮古島市平良字久貝1067番地13 101号室 | 平成27年8月28日 |

### 沖縄県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 指定施術機関の名称（施術者の氏名） | 指定施術機関の所在地                    | 廃止年月日     |
|-------------------|-------------------------------|-----------|
| こりこり鍼灸整骨院（大城宜顕）   | 西原町字上原131番地4 ピュアグリーンM IIビル202 | 平成27年7月1日 |

### 沖縄県告示第545号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 病院の名称  | 病院の所在地            | 病院の開設者  | 救急病院認定日     | 認定有効期限      |
|--------|-------------------|---------|-------------|-------------|
| 沖縄第一病院 | 島尻郡南風原町字兼城642番地の1 | 医療法人信和会 | 平成27年10月21日 | 平成30年10月20日 |

**沖縄県告示第546号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、多良間村長から多良間村仲皿西地区（農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県告示第547号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・11号
- 3 事業施行期間 平成27年10月27日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 石垣市字新川真喜良地内
  - (2) 使用の部分 なし

**沖縄県告示第548号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 区域の名称 | 指定の区域   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|---|---------------------|
| 長浜(1) | 読谷村字長浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）                               | 急傾斜地の崩壊             |
| 古堅(1) | 読谷村字古堅、字大湾及び字比謝疔並びに嘉手納町字嘉手納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに読谷村役場及び嘉手納町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊             |
| 古堅(2) | 読谷村字古堅及び字大湾の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）                          | 急傾斜地の崩壊             |
| 大湾(1) | 読谷村字大湾、字古堅及び字比謝疔並びに嘉手納町字嘉手納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに読谷村役場及び嘉手納町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊             |

|        |   |         |
|--------|---|---------|
| 楚辺     | 読谷村字楚辺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 比謝疔    | 読谷村字比謝疔及び字大湾の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 座喜味(1) | 読谷村字座喜味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）      | 急傾斜地の崩壊 |
| 座喜味(2) | 読谷村字座喜味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）      | 急傾斜地の崩壊 |
| 高志保    | 読谷村字高志保の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）      | 急傾斜地の崩壊 |
| 大湾(2)  | 読谷村字大湾の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）       | 急傾斜地の崩壊 |

#### 沖縄県告示第549号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 区域の名称  | 指定の区域  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|--|---------------------|
| 嘉手納(1) | 嘉手納町字嘉手納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊             |
| 嘉手納(2) | 嘉手納町字嘉手納の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊             |
| 水釜(1)  | 嘉手納町字水釜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 水釜(2)  | 嘉手納町字水釜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 水釜(3)  | 嘉手納町字水釜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び嘉手納町役場において縦覧に供する。）  | 急傾斜地の崩壊             |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年12月12日まで縦覧に供する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年10月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人結いの会
- 3 代表者の氏名 大濱守哲
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字新川2138番地5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、八重山圏域で暮らす障害者・児とその家族、又は一般市民等、障害の有無・年齢・性別に関わらず、地域社会の一員として心豊かに生活したいと考える人々を支援し、「共感・共鳴・共生」できる地域共同体の形成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区1番から212番、214番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 吉田昭夫
- 3 法第8条第1項の規定による北中城村の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成27年10月27日から同年11月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーストベイステーションマリンプラザあがり浜 与那原町字東浜68番1の2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀建設株式会社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 呉屋守孝
- 3 法第8条第1項の規定による与那原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成27年10月27日から同年11月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーストベイステーションマリンプラザあがり浜 与那原町字東浜68番1の2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀建設株式会社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 呉屋守孝
- 3 法第8条第1項の規定による与那原町の意見の概要 意見なし

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成27年10月27日から同年11月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画景観地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 勝連南風原景観地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年3月1日 沖縄県指令土第121号、平成21年9月14日 沖縄県指令土第808号（変更）、平成21年12月17日 沖縄県指令土第1002号（変更）、平成22年2月25日 沖縄県指令土第116号（変更）、平成23年9月2日 沖縄県指令土第793号（変更）、平成24年4月26日 沖縄県指令土第644号（変更）、平成26年6月13日 沖縄県指令土第824号（変更）、平成27年1月7日 沖縄県指令土第11号（変更）、平成27年9月24日 沖縄県指令土第796号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶1919番1ほか58筆（9工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地1 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 理事長 ジョナサン・ドーファン
- 5 検査済証番号 平成27年10月13日 第4243号
- 6 工事完了年月日 平成27年9月28日

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷  
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号